



2026 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 unerry
代 表 者 代表取締役社長 執行役員 CEO 内山 英俊
(コード番号：5034 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執行役員 CFO コーポレート戦略部長 倉岡 なぎさ
(TEL 03-6820-2718)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| (1) 処分期日 | 2026 年 10 月 27 日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 8,060 株 |
| (3) 処分価額 | 1 株につき 2,476 円 |
| (4) 処分総額 | 19,956,560 円 |
| (5) 処分予定先 | 当社の取締役（社外取締役を除く。） 4 名 8,060 株 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

また、2024 年 9 月 30 日開催の第 9 期定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額 20 百万円以内とすること、対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の総数を年 12,000 株以内とすること及び譲渡制限期間を 3 年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会において、本制度の目的に鑑み、割当予定先である対象取締役 4 名（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計 19,956,560 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 8,060 株（以下、「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026 年 10 月 27 日から 2029 年 10 月 26 日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者は、2026 年 9 月 29 日（本割当株式の払込期日の直前の当社の定時株主総会の日翌日）から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合、又は死亡により退任又は退職した場合、払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から、退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、本役務提供期間中、正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026 年 9 月 25 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,476 円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上